

了鳥取県公報

平成13年7月31日(火) 号外第86号

每週火:金曜日発行

目	次
8	八

規 則 市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則の一部を改正する

------ 公布された規則のあらまし ------

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則の一部を改正する規則

- 1 各市町村の普通交付税の額の算出に用いる基準財政収入額のうち、市町村民税の所得割に係る基準税額 の算定方法に係る規定を削ることとした。(第3条、別表第1、別表第2、附則関係)
- 2 各市町村の普通交付税及び地方特例交付金の額の算出に用いる基準財政収入額のうち、次の基準税額等 の算定方法の一部を変更することとした。(第4条~第6条関係)
 - (1) 市町村たばこ税に係る基準税額
 - (2) 自動車取得税交付金に係る基準額
- (3) 市町村たばこ税増収見込額
- 3 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成13年度分の普通交付税及び地方特例交付金か ら適用することとした。

規 則

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

平成13年7月31日

鳥取県知事 片 山 善

鳥取県規則第54号

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則(昭和62年鳥取県規則第55号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対 応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改 正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。 次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 īF 後 改 īF 前 (市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法) 第3条 削除 第3条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの交付税 省令第31条第3項第2号の基準税額は、知事が次の算 式によって算定した額とする。 算式 [{(89,659円x) x A - B + C + D} x 0.731] × 0.998341483 (89,659円×)に円未満の端数があるときは、 その端数金額を四捨五入する。 算式の符号 A 前年度市町村税課税状況等の調(以下「前年度 課税状況調」という。) 第12表合計の表側「市町 村民税」の「課税標準額の段階」ごとの表頭「納 税義務者数」のうち「有資格者」欄の数に別表第 1に定める率をそれぞれ乗じて得た数(整数未満 の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) の合計数に別表第2のA欄に定める率を乗じて得 た数 (整数未満の端数があるときは、その端数を 四捨五入する。) B 前年度課税状況調第12表合計の表側「市町村民 税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち 「計」欄に係る額に1.060を乗じて得た額 C 前年度課税状況調第20表(退職所得の分離課税 に係る所得割額に関する調)の表側「平成10年度」 のうち「計」、表頭「税額」欄に係る額に1.064を 乗じて得た額 D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式 等に係る譲渡所得に係る当該年度の当初調定に係 る税額として知事が調査した額 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務 者数等を基礎として算定した別表第2のB欄に定 める単位額補正率 (市町村たばこ税の基準税額の算定方法) (市町村たばこ税の基準税額の算定方法) 第4条 市町村たばこ税の市町村ごとの交付税省令第34 第4条 市町村たばこ税の市町村ごとの交付税省令第34

第4条 市町村たばこ税の市町村ごとの交付税省令第34 条第2号の基準税額は、知事が次の算式によって算定 した額とする。

计算

 $\{ (A \times B) \times 1.9874 \} \times 0.998237226$

(A×B)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 略

B 次の算式によって算定した市町村ごとの乗率 |

第4条 市町村たばこ税の市町村ごとの交付税省令第34 条第2号の基準税額は、知事が次の算式によって算定 した額とする。

方貸

 $\{ (A \times B) \times 1.9871 \} \times 0.998624283$

(A×B)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 略

B 次の算式によって算定した市町村ごとの乗率

(算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満 の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 以下この条において同じ。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.9963\right) \times 1.0101$$

a及びb 略

0.9963 略

1.0101 略

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第37条の5第2号の基準額は、知事が次の算式によっ て算定した額とする。

 $\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.999350659$

算式の符号

A 略

B 次の算式によって算定した自動車取得税交付金 の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に 小数点以下3位未満の端数があるときは、その端 数を四捨五入する。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.986\right) \times 1.065$$

a及びb 略

0.986 略

1.065 略

(市町村たばこ税増収見込額の算定方法)

第6条 地方特例交付金に関する省令第9条第2号の市 │第6条 地方特例交付金に関する省令第9条第2号の市 町村ごとの市町村たばこ税増収見込額は、知事が次の 算式によって算定した額とする。

算式

 $\{ (A \times B) \times 0.2324 \} \times 0.998224328$

(A×B)に500未満の端数があるときはその端 数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるとき はその端数を1,000とする。

算式の符号

A 略

B 次の算式によって算定した市町村ごとの乗率 (算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満 の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 以下この条において同じ。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.9963\right) \times 1.0100$$

a及びb 略

附 則

1及び2 略

(算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満 の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 以下この条において同じ。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.9974\right) \times 1.0077$$

a及びb 略

0.9974 略

1.0077 略

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第5条 自動車取得税交付金の市町村ごとの交付税省令 | 第5条 自動車取得税交付金の市町村ごとの交付税省令 第37条の5第2号の基準額は、知事が次の算式によっ て算定した額とする。

 $\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.998887209$

算式の符号

A 略

B 次の算式によって算定した自動車取得税交付金 の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に 小数点以下3位未満の端数があるときは、その端 数を四捨五入する。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.935\right) \times 1.017$$

a及びb 略

0.935 略

1.017 略

(市町村たばこ税増収見込額の算定方法)

町村ごとの市町村たばこ税増収見込額は、知事が次の 算式によって算定した額とする。

算式

 $\{ (A \times B) \times 0.2324 \} \times 0.998629011$

(A×B)に500未満の端数があるときはその端 数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるとき はその端数を1,000とする。

算式の符号

A 略

B 次の算式によって算定した市町村ごとの乗率 (算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満 の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 以下この条において同じ。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.9974\right) \times 1.0076$$

a及びb 略

附 則

1及び2 略

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法の特例)

3 平成12年度に限り、市町村民税の所得割の基準税額 は、第3条の規定にかかわらず、知事が次の算式によっ て算定した額とする。

算式

[{ $(89,659 \text{ H} \times) \times A - B + C + D - E \} \times 0.731$] ×0.997959773

(89,659円×)に円未満の端数があるときは、 その端数金額を四捨五入する。

算式の符号

- A 第3条の算式の符号Aに同じ。
- B 第3条の算式の符号Bに同じ。
- C 第3条の算式の符号Cに同じ。
- D 第3条の算式の符号Dに同じ。
- E 地方特例交付金に関する省令第7条の規定によ り算定した同条の算式の符号Bの額及びCの額の 合計額に0.994を乗じて得た額(当該額に1,000円 未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す る。)

__ 第3条の算式の符号 に同じ。

別表第1(第3条関係)

課 税 標 準 額 の 段 階	乗率
5万円以下のもの	10.569
5万円を超え10万円以下のもの	1.918
10万円を超え20万円以下のもの	1.518
20万円を超え40万円以下のもの	1.111
40万円を超え60万円以下のもの	1.020
60万円を超え80万円以下のもの	1.009
80万円を超え120万円以下のもの	1.008
120万円を超え160万円以下のもの	1.008
160万円を超え200万円以下のもの	1.008
200万円を超え300万円以下のもの	1.003
300万円を超えるもの	1.000

別表第2(第3条関係)

<u></u> ()						
市町村名	Α	В	市町村名	Α	В	
鳥取市	1.007	1.166	東郷町	1.002	0.813	
米子市	1.004	1.133	三朝町	0.982	0.741	
倉吉市	0.994	0.969	関 金 町	0.993	0.635	
境港市	0.993	0.956	北 条 町	1.004	0.791	
国府町	1.006	0.898	大 栄 町	0.991	0.811	
岩美町	0.986	0.770	東伯町	0.994	0.823	
福部村	1.005	0.727	赤 碕 町	0.974	0.794	
郡家町	0.997	0.896	西伯町	0.994	0.866	
船岡町	0.996	0.855	会 見 町	0.999	0.796	
河原町	0.999	0.858	岸本町	0.999	0.940	
八東町	0.993	0.856	日吉津村	1.007	1.097	
若 桜 町	0.962	0.781	淀江町	1.002	0.898	

用瀬町	0.991	0.845	大山町	0.987	0.790	ı
佐 治 村	0.994	0.712	名 和 町	0.994	0.873	ı
智頭町	0.979	0.766	中山町	1.000	0.798	ı
気 高 町	0.995	0.815	日南町	0.979	0.726	ı
鹿野町	0.977	0.820	日野町	0.957	0.833	ı
青谷町	0.988	0.806	江 府 町	0.980	0.785	ı
羽合町	1.001	0.825	溝口町	0.987	0.827	ı
泊 村	0.989	0.754				ı
	'					ı

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関す る規則の規定は、平成13年度分の普通交付税及び地方特例交付金から適用する。

6	平成13年 / 月31日	火曜日	馬	圦	枈	公	较	(号外 <i>)</i>
1								